

平成21年12月
埼玉県

無料低額宿泊所について

1 無料低額宿泊施設に対する法規制について

(1) 現行法規定の問題点

- ア 無料低額宿泊所の定義
- イ 設備・運営に関する法令上の規定がない
- ウ 事後届出制
- エ 事業実施主体

(2) 必要な法規制

- ア 設備・運営に係る最低基準の設定
- イ 事前許可制の導入
- ウ 事業実施主体の制限
- エ 必要な罰則を規定

2 事業者に対する新たな規制について

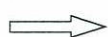
- (1) 利用料の設定
- (2) 保護基準（入居者に係る保護費）の変更
- (3) 事業者への運営費補助

3 福祉事務所における取り組みについて

(1) 一般住居優先の徹底

<住居のない者の生活保護>

平成21年1月から全福祉事務所に一般住居優先の原則を徹底した。
その結果、居宅の確保が急増している。

通知以前の居宅の確保
7%通知以後の居宅の確保
28%

(2) 路上生活の未然防止と急迫保護

平成21年1月から全福祉事務所に急迫保護の実施を徹底した。

その結果、急迫保護の適用が増えている。

通知以前の急迫保護の実施	⇒	通知以後の急迫保護の実施
12%		19%

(3) 他の社会福祉施設等の利用の推進

<養護老人ホームや介護施設、病院への措置>

平成21年1月から心身や年齢等の状況にふさわしい施設への措置を徹底した。

通知以前の措置の実施	⇒	通知以後の措置の実施
28%		31%

4 本県における取組

(1) 無料低額宿泊所に対する取組

ア 訪問指導の強化

(ア) 定期的な訪問指導の実施

(イ) 緊急・臨時指導の実施

イ 金銭管理の適正化の徹底

ウ 生活保護費支給方法の適正化

エ 福祉事務所による家庭訪問の徹底

オ 入居時における本人の意思確認の徹底

(2) 宿泊所入居者の支援

ア 法律相談事業の実施

イ 一般住居等への転居支援

ウ 宿泊所職員への研修

(3) 未届施設に対する指導

ア 県及び市福祉事務所による届出指導

イ 消防署との連携による安全点検の実施